

緊急議員提案第1号

賃貸型応急住宅制度の拡充を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和6年1月31日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

平松洋一

小柳 聡

小野清一郎

佐藤正人

荒井宏幸

伊藤健太郎

高橋哲也

倉茂政樹

武田勝利

志賀泰雄

高橋三義

宇野耕哉

竹内 功

中山 均

## 賃貸型応急住宅制度の拡充を求める意見書

令和6年能登半島地震を受け、政府の迅速な対応に敬意を表します。

今回の地震では、地盤の液状化により、本市でも家屋や道路が甚大な被害を被っています。本市においても、国からの支援を受けながら、独自の取組も進めているところです。

家屋に被害を受けた住民にとって、その修理や建て替えは、生活再建のための重要な基盤ですが、被害の程度や工事の規模等によってはほかの安全な場所での一時的な居住場所の確保が必要です。賃貸型応急住宅（いわゆる「みなし仮設」「民間借り上げ住宅」）制度はそのための重要な選択肢の一つとなっています。

しかし、液状化被害は、家屋や道路の物理的な損壊だけにとどまらない課題も浮き彫りにしています。被害を受けた市民からは、「準半壊」程度でも床の傾斜で体の具合が悪くなる等の声も上がっています。また、本制度の入居期間の上限は、「修理」の場合では発災日から起算して「6か月」となっていますが、被災家屋周辺の道路も大きく被害を受けている中で、その復旧や修理を待ってから家屋の修理に着手する必要性を考えると、この期間では足りない場合も多くなると見込まれます。さらに、本制度が施行される前に賃貸住宅に入居した場合でも遡及適用は可能ですが、基準額を超える物件の場合、支援の対象外となってしまいます。

そこで、被災者の安心と生活再建の基礎となる住環境の確保のため、本制度について、政府及び国会に対し、以下を求めるものです。

### 記

- 1 液状化による被害の実態を踏まえ、制度の適用範囲・基準について、現行の下限「半壊」を「準半壊」に引き下げることを。また、家屋の物理的損壊の程度だけでなく、傾斜等による健康被害の度合いも基準として盛り込むことを検討すること。
- 1 入居期間の上限については、「修理」の場合「6か月」となっているところを、液状化被害によるものの場合、少なくとも半年程度延長するか、家屋の工事の前提となる周辺道路の復旧・修理完了までの期間を猶予期間とすること。
- 1 制度施行前に賃貸住宅に入居した世帯の遡及適用については、家賃の基準の上限を超える場合においても、超過分を入居者が負担することを前提として、特例的に制度の適用対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年1月31日

新潟市議会議長  
皆川英二

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

} 宛て